

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定

日本国及びペルー共和国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になつてゐることを認識し、

それぞれの国が、他方の国の投資家の投資財産及び投資活動に関して負うこととなつた義務の遵守及び履行の重要性を認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与するものとなることを希望し、

この協定が両国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

- (a) 企業及び企業の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）であつて、次のいずれかの場合に該当するもの。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国又は公的企業が発

行する債務証書は含まない。

- (i) 債務証書上の債務を負う企業が投資家と提携している場合
- (ii) 債務証書上の当初の償還期間が十二箇月以上である場合

注釈 この(c)の規定にかかわらず、

(A) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書は、当該金融機関が所在する区域の締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(B) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証書 (A) に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。) は、投資財産ではない。

(C) 締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証書は、投資財産ではない。

(D) 国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証書 (A) に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。) は、当該貸付金又は当該債務証書がこの(1)に別に規定する投資財産の

基準を満たす場合には、投資財産である。

- (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
 - (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
 - (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
 - (g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）
 - (h) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権
- 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。
- ただし、次の金銭債権は、投資財産には当たらない。

- (i) 次のもののみから生ずる金銭債権
 - (i) 一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のための契約
 - (ii) 商業取引に関連する信用の供与（貿易金融等。ただし、(c)に規定する貸付金を除く。）
 - (j) (i)に規定する金銭債権以外の金銭債権であつて、(a)から(h)までに規定する種類の権益に関連しないものの
- (2) 「締約国の投資家」とは、次のものであつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。
- (a) 当該締約国の法令によりその国籍を有する自然人
 - (b) 当該締約国の企業
- 注釈 締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとつた場合（投資財産の設立を認める免許又は許可のため申請を行つた場合を含む。）に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

- (3) (a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。
- (b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の大過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (c) 企業が投資家と「提携」するとは、当該企業が当該投資家を支配し、若しくは当該投資家によって支配される場合又は当該企業及び当該投資家が同一の投資家によって支配される場合をいう。
- (4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織又は会社を含む。）をいう。
- (5) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (6) 「金融機関」とは、その金融機関が所在する区域の締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、かつ、金融機関として規制され、又は監督される企業をいう。

(7) 「区域」とは、

(a) 日本国については、(i)日本国の領域並びに(ii)日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(b) ペルー共和国については、ペルー共和国がペルー共和国の憲法の関連規定及び国際法に従い主権又は主権的権利及び管轄権を行使する本土の領土、諸島、海域及びその上空をいう。

注釈 この(7)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(8) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(9) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定又は行政上の行為を含む。）をいう。

注釈 司法上の決定については、第十八条2及び4の規定を適用する。

第二条 適用範囲

1 この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次のものに関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の日に存在しているもの及びその後設立され、取得され、又は拡張されるもの

(c) 第六条及び第二十六条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて、当該一方の締約国の区域内にあるもの

2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

注釈 この協定のいかなる規定も、この協定の効力発生の前に生じた損害について、この協定に基づく請求権を投資家に与えることを意図するものではない。

3 各中央政府は、この協定に基づく各締約国の義務を履行するに当たり、自国の区域内の地域の又は地方の政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に

対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 地域の又は地方の政府に関し、1の規定に従って締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地域の又は地方の政府が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

3 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第四条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 投資活動に関して与えられる1に規定する待遇には、第十八条に規定する制度のような紛争解決のための制度であつて、他の国際的な投資に関する条約又は貿易協定に規定するものを含まないことが了解され

る。

第五条 待遇に関する最低限度の基準

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 1の規定の適用上、「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。一方の締約国は、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため自国の裁判所の裁判を受け、及び自国の行政機関に申立てをする権利に関し、当該投資家に対し無差別待遇を与える。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定は、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業者から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

注釈 この(f)の規定は、締約国が、自国の区域内における投資活動に関し、当該区域内の労働者を訓練する要求を課し、若しくは強制すること又は訓練する約束を強制することを妨げるものと解してはならない。ただし、そのような訓練については、特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転することを要求しないことを条件とする。

(g) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(h) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界

市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次のいずれの要求にも従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業者から物品若しくはサービスを購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における投資財産に関し、利益の享受又はその継続のた

めの条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行う要求に従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

第七条 非政府機関又は公的企業

各締約国は、自国の区域内の非政府機関又は公的企業が、中央政府によって委任された権限（輸入若しくは輸出の許可の付与、商業取引の認可、割当量の設定又は手数料その他の課徴金の賦課を含む。）を行使するに当たり、この協定に基づく当該締約国の義務に反する態様で活動しないことを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第八条 留保及び例外

1 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) これらの規定に適合しない次の現行の措置
 - (i) 日本国については、
 - (A) 中央政府又は都道府県により維持される措置であって、附属書Iの自国の表に記載するもの

- (B) 都道府県以外の地方政府により維持される措置
 - (ii) ペルー共和国については、
 - (A) 中央政府又は地域政府により維持される措置であつて、附属書Ⅰの自国の表に記載するもの
 - (B) 地方政府により維持される措置
 - (b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新
 - (c) (a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）
- 2 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。
- 3 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書Ⅱの自国の表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。
- 4 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若

しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、貿易関連的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第九条 透明性

- 1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。
- 3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。
- 4 各締約国の政府は、緊急の場合又は純粹に軽微なものである場合を除くほか、自国の法令に従い、一般に適用される規制であつて、この協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを採用し、改正し、又は廃止する前に、公衆が意見を述べるための適当な機会を与えるよう努める。

第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条 経営幹部及び取締役会

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第十三条 収用

1 いずれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第五条の規定に従ってとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十八条の規定の適用を妨げない。

注釈 収用については、附属書Ⅲ及び附属書Ⅳの規定に従って解釈する。

第十四条 損失又は損害についての補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十五条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十六条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収入
 - (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
 - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
 - (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬
 - (f) 第十三条及び第十四条の規定に従つて行われる支払
 - (g) 第十八条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

(e) 関係法令に従って要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

第十七条 両締約国間の投資紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意し

なかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十八条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該一方の締約国の区域内における当該他方の締約国の投資家又はその投資財産に関し、この協定に基づき義務の違反により損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。ただし、紛争投資家が

当該投資紛争を解決のために4に規定する国際的な調停又は仲裁のいずれかに付託した場合には、当該投資紛争については、司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は国内法に基づき設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度に付託してはならない。

3 投資紛争については、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4 紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請のあった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は国内法に基づき設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度（当該制度がある場合に限る。）に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

- (b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICS ID条約が両締約国間において効力を有しない場合に限る。
- (c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁
- (d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁
- 5 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。
- 6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争を付託する少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。
 - (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所
 - (b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

- (c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの
 - (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 7 3に規定する協議又は交渉の要請及び6に規定する通報は、紛争締約国の次の権限のある当局に対して行う。
- (a) 日本国については、外務省
 - (b) ペルー共和国については、経済財政省
- 8 (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。
- (b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならぬ。
 - (i) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定
 - (ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」と

いう。) 第二条の規定

9 8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

10 4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る。)を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

11 4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター(以下この条において「ICSID」という。)の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二

人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

13 紛争当事者のそれぞれは、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

14 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。

15 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

16 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託した請求に関する書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付す

る。）

(b) 仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

17 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

18 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができ。仲裁裁判所は、差押えを命じてはならず、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

19 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)に規定するもの一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを求めるものとする。

20 19の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

21 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4に規定する仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この21の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

22 仲裁又は調停に係る費用の紛争当事者による負担については、次のとおりとする。

(a) 4 (a)及び(b)に規定する仲裁又は調停の場合には、投資紛争が付託された仲裁又は調停のための機関が、仲裁手続又は調停手続に関する手続規則に従って定める。

(b) 4 (c)に規定する仲裁の場合には、適用可能なときは、紛争投資家により選択される仲裁手続に関する手続規則に従って定める。

(c) 4 (d)に規定する仲裁の場合には、手続規則に従って定める。ただし、そのような手続規則が存在しないときは、紛争当事者の合意に従って定める。

第十九条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定（第十四条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(e) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 一方の締約国は、この協定（第十四条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の効力発生の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素で

あつて次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。

- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
- (b) 当該措置に関する義務又は条項
- (c) 当該措置の法的根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明
- (e) 当該措置をとる目的

第二十条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第十六条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらす、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次のすべてを満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十一条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回

避するための手段として当該措置を用いてはならない。

- 3 この協定のいかなる規定も、締約国が金融、為替及び関連する信用政策（為替の変動の緩和、投機的な資本の流入の制限又は国内価格の安定性の確保を含む。）を遂行するための一般的に適用される無差別的な措置を採用することを妨げるものと解してはならない。

第二十二条 知的財産権

- 1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。
- 2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置

をとる。

第二十三条 租税

- 1 この協定のいかなる規定も、この条に明示的に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。
- 3 第九条1から3まで及び第十三条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。裁判所の裁判を受ける権利に関する無差別待遇は、租税に係る課税措置について適用する。
- 4 第十七条及び第十八条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、3に規定する条項に係るものについて適用する。
- 5 (a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第十三条の規定を第十八条の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。
- (b) 投資家は、第十八条に規定する付託の意図の通報を行った時は、(a)に規定する課税措置が収用に当た

るか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第十八条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii) ペルー共和国については、経済財政大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十四条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

- (b) 第八条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。
- (c) 第八条2の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。
- (d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。
- 2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。
- 3 委員会は、次条に従つて設置される投資環境改善小委員会に加え、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。
- 4 委員会及び小委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、自己及び小委員会の手続規則を定める。委員会及び小委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。
- 5 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十五条 投資環境改善小委員会

1 投資環境改善小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この協定の適用範囲内の投資に関連する事項であつて、投資環境の改善に係るものについて、情報を交換し、及び討議すること。
- (b) 小委員会の所見及び討議の結果を委員会に報告すること。
- (c) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

第二十六条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する国内措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適當でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十七条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十八条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであり、この協定の解釈に影響を及

ばすものではない。

第二十九条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終了の時又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 (a) この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

(b) (a)の規定にかかわらず、

(i) 附属書I第一節及び附属書II第一節は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成する。

(ii) 附属書 I 第二節及び附属書 II 第二節は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十一月二十一日にリマで、本書二通を作成した。

日本国のために

ペルー共和国のために

附属書 I

第一節 日本国の表

1 日本国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し日本国が付する留保について、第八条1の規定に従って記載するものである。

- (a) 第三条（内国民待遇）
- (b) 第四条（最恵国待遇）
- (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）
- (d) 第十二条（経営幹部及び取締役会）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内又は国際産業分類の下

で行われるものを透明性の目的のためにのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
 - (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
 - (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置を意味し、また、(ii)措置の権限に基づき及び措置に合致して採用され、又は維持されるすべての従属する措置を含む。
 - (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されることの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他のすべての事項に優先する。
- 4 この節の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

分野 小分野	産業分類	留保の種類	政府の段階	措置 概要
農林水産業（植物育成者権）	J S I C 〇一一九 その他の耕種農業 J S I C 〇二四三 山林種苗木生産サービスマ J S I C 〇四一三 藻類養殖業 J S I C 〇四一五 種苗養殖業	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）	中央政府	<p>種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条</p> <p>日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のU P O V条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P</p>

三	二	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業	金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第三条） 中央政府 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	<p>OV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>

四	
留保の種類 政府の段階 措置 概要	留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p style="text-align: center;">留保の種類</p> <p style="text-align: center;">政府の段階</p> <p style="text-align: center;">措置</p> <p style="text-align: center;">概要</p>	<p style="text-align: center;">留保の種類</p> <p style="text-align: center;">政府の段階</p> <p style="text-align: center;">措置</p> <p style="text-align: center;">概要</p>
<p style="text-align: center;">分野</p> <p style="text-align: center;">小分野</p> <p style="text-align: center;">産業分類</p> <p style="text-align: center;">留保の種類</p> <p style="text-align: center;">政府の段階</p> <p style="text-align: center;">措置</p> <p style="text-align: center;">概要</p>	<p style="text-align: center;">留保の種類</p> <p style="text-align: center;">政府の段階</p> <p style="text-align: center;">措置</p> <p style="text-align: center;">概要</p>
<p style="text-align: center;">情報通信業</p> <p style="text-align: center;">電気通信業</p> <p style="text-align: center;">J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等</p> <p style="text-align: center;">J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p style="text-align: center;">J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業</p> <p style="text-align: center;">内国民待遇（第三条）</p> <p style="text-align: center;">経営幹部及び取締役会（第十二条）</p> <p style="text-align: center;">中央政府</p> <p style="text-align: center;">日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p> <p style="text-align: center;">1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p style="text-align: center;">(a) 日本国の国籍を有しない者</p>	<p style="text-align: center;">内国民待遇（第三条）</p> <p style="text-align: center;">中央政府</p> <p style="text-align: center;">外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p style="text-align: center;">対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p style="text-align: center;">外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

	五
	分野 小分野 産業分類
<p>2 外国政府又はその代表者 (b) 外国の法人又は団体 (c) 2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>	<p>情報通信業 電気通信業及びインターネット附随サービス業 J S I C 三七一― 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七一― 長距離電気通信業 J S I C 三七一― その他の固定電気通信業 J S I C 三七二― 移動電気通信業 J S I C 四〇一― インターネット附随サービス業 注 J S I C 三七一―、三七一―、三七一―、三七二―又は四〇一―の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット</p>

七	六	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
<p>製造業</p> <p>皮革及び皮革製品製造業</p> <p>J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇一一 なめし革製造業</p>	<p>製造業</p> <p>医薬品製造業</p> <p>J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>	<p>附随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

	<p>留保の種類 政府の段階 措置</p>
	<p>概要</p> <p>J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。） J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四一 革製履物製造業 J S I C 二〇五一 革製手袋製造業 J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業</p> <p>注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

十	九	八
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
石油業	鉱業 J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇（第三条） 中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十二条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

小分野	産業分類	留保の種類	政府の段階	措置
	J S I C 〇五三	原油・天然ガス鉱業		
	J S I C 一七一	石油精製業		
	J S I C 一七二	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）		
	J S I C 一七四	舗装材料製造業		
	J S I C 一七九	その他の石油製品・石炭製品製造業		
	J S I C 四七一	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）		
	J S I C 四七二	冷蔵倉庫業		
	J S I C 五三三	石油卸売業		
	J S I C 六〇五	ガソリンスタンド		
	J S I C 六〇五二	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）		
	J S I C 九二九	他に分類されないその他の事業サービス業		
	注1 J S I C 一七四、一七九、四七一、四七二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。			
	注2 J S I C 九二九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。			
		内国民待遇（第三条）	中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

	概要
十一	分野
<p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレンジグリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱ第一節の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。）</p> <p>J S I C 〇一 農業</p> <p>J S I C 〇二 林業</p> <p>J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）</p> <p>J S I C 〇四 水産養殖業</p> <p>J S I C 六三二四 農業協同組合</p> <p>J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p> <p>J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービ</p>
小分野	
産業分類	
留保の種類	
政府の段階	
措置	
概要	

	十二	十三
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>ス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱ第一節の表の八の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>警備業</p> <p>J S I C 九二三一 警備業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>運輸業</p> <p>航空運輸業</p> <p>J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等</p> <p>J S I C 四六一一 航空運送業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十二条）</p>

政府の段階 措置	概要
中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合に

	十四
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p> おいて、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。 </p>	<p> 運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十二条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行うおととする外国投資家について適用する。 </p>

	十五
	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>	<p>運輸業</p> <p>航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十二条）</p> <p>中央政府</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章</p>
措置	

	十六
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおおよぐ三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権のおおよぐ三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>	<p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十二条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の</p>
概要	政府の段階 措置

	十七
	分野
<p>登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおよそ三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p>	<p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十二条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営</p>
	概要
	措置
	政府の段階
	留保の種類
	産業分類
	小分野

	十八
	分野 小分野 産業分類
<p>むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおよそ三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>	<p>運輸業</p> <p>鉄道業</p> <p>J S I C 四二一 鉄道業</p> <p>J S I C 四八五一 鉄道施設提供業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする</p>
	概要
	措置
	留保の種類
	政府の段階

二十		十九
分野 小分野 産業分類	概要 措置 政府の段階	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階
運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業	<p>概要</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>	<p>運輸業 道路旅客運送業</p> <p>J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>

	二十一
留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p> J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業 （内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。 </p>	<p> 運輸業 水運業 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の 船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を </p>

	二十二
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
行っはならない。	上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

附属書Ⅱ

第一節 日本国の表

1 日本国の表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第八条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第三条（内国民待遇）

(b) 第四条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

(d) 第十二条（経営幹部及び取締役会）

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の目的のためにのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。

4 この節の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	分野 小分野 産業分類	すべての分野
---	-------------------	--------

	二
留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十二条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) ペルー共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ペルー共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	すべての分野 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十二条） 指定された企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国

四	三	
分野 小分野	現 行 の 措 置	現 行 の 措 置
すべての分野	<p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 日本国は、1に規定する協定以外のすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p>	<p>は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

六	五	
分野	現行の措置 概要 産業分類 留保の種類	産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
武器・火薬産業	<p> 航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 </p> <p> 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第十二条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 </p>	<p> 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 補助金については、ペルー共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。 </p>

七	
概要 留保の種類 産業分類 小分野	概要 留保の種類 産業分類 小分野
<p>エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業</p> <p>内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第十二条）</p> <p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を</p>	<p>武器産業 火薬類製造業</p> <p>内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第十二条）</p> <p>日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>

	八
現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C ○三一 海面漁業</p> <p>J S I C ○三二 内水面漁業</p> <p>J S I C ○四一 海面養殖業</p> <p>J S I C ○四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十二条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を 採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の 活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</p>

	九
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>
<p>(b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>	<p>情報通信業 放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第十二条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

十一	十	
産業分類 小分野 分野	現行の措置 概要 留保の種類 産業分類 小分野 分野	現行の措置
法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	<p>土地取引に関する事項</p> <p>内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）</p> <p>日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内における外国人又は外国法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十二及び第五十二条の三十二</p>

現行の措置	概要	留保の種類
		内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第十二条）
	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保 険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業 サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	

附属書Ⅲ（第十三条関係） 収用

ペルー共和国については、第十三条の規定において用いる「公共の目的」は、国際協定において用いられる用語であり、及びペルー共和国の国内法において異なる用語（例えば、「公共の必要性」、「国家安全保障」）を用いて表現することができる。

附属書IV（第十三条関係） 収用

両締約国は、第十三条に規定する間接的な収用に関し、次の事項についての理解を共有していることを確認する。

- (a) 間接的な収用は、直接的な収用と同等の効果をもつ締約国による一又は一連の措置であつて、正式な権原の移転又は明白な差押えを伴わないものである。
- (b) 締約国による一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。
 - (i) 一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもつて間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）
 - (ii) 一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度
 - (iii) 一又は一連の措置の性質（当該措置が無差別的なものであるか否かを含む。）
- (c) 正当な公共の福祉のための目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置であつ

て、第十九条 1 に規定するものは、間接的な収用を構成しない。

注釈 第十九条 1 の規定には、環境を保護するための措置を含むことが了解される。